

## 歳末火災特別警戒

市消防本部では、地元消防団や立野台地区女性消防隊の協力の下、12月25日(月)～31日(日)に「歳末火災特別警戒」を実施します。

年末は何かと忙しく、季節柄火を使用する機会も増えるため、火災が発生しやすくなります。期間中は、「火を消して 不安を消して つなぐ未来」の全国統一防火標語の下、消防車が市内を巡回して広報を実施するとともに、消火栓や防火水槽などの消防水利の状況や、狭い道路での駐車状況などを調査し、消防活動上の支障となる車両の撤去指導などを行います。

明るい新年を迎えるために、次のことに注意して、いま一度「火」に対する注意を見直してください。

### 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

#### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対にしない
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

#### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

担当 消防管理課 ☎046(256)2214 (FAX)046(256)2215

## お知らせ

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

市民の皆さんからのご意見を～パブリックコメント情報～

### 座間市高齢者保健福祉計画・

### 第9期介護保険事業計画(素案)にご意見を

高齢者の保健・福祉と介護保険施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「座間市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(素案)」を作成しましたので、内容をお知らせするとともに、皆さんのご意見を募集します。頂いたご意見に対する市の考えは、市ホームページなどで公表します。

**意見を提出できる方** 市内在住・在勤・在学者、市内に事業所などを有する法人またはその他団体、公募事案に利害関係を有する方

**募集期間** 12月20日(水)～令和6年1月19日(金)

**閲覧** 市ホームページまたは市役所1階長寿支援課・介護保険課・市民情報コーナー、各出張所(東出張所を除く)、青少年センター、市公民館、北地区文化センター、図書館、各コミュニティセンター(ひばりが丘コミュニティセンターを除く)

**意見の提出方法** 市LINE公式アカウント・市ホームページから電子申請、住所、氏名(法人などは名称と代表者氏名)、電話番号を明記し、任意の様式で〒252-8566座間市役所長寿支援課または介護保険課宛てに郵送(必着)、ファクスまたは直接担当へ

※市内在勤者は事業所などの名称と所在地、市内在学者は学校名と所在地、法人などは所在地を加えて記入してください。

担当 長寿支援課 ☎046(252)7084 (FAX)046(252)8238

介護保険課 ☎046(252)7719 (FAX)046(252)8238

### 座間市障害者計画 第七期障害福祉計画・第三期 障害児福祉計画(素案)にご意見を

障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「座間市障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画(素案)」を作成しましたので、内容をお知らせするとともに、皆さんのご意見を募集します。頂いたご意見に対する市の考えは、市ホームページなどで公表します。

**意見を提出できる方** 市内在住・在勤・在学者、市内に事業所などを有する法人またはその他団体、公募事案に利害関係を有する方

**募集期間** 12月20日(水)～令和6年1月19日(金)

**閲覧** 市ホームページまたは市役所1階障がい福祉課・市民情報コーナー、各出張所(東出張所を除く)、青少年センター、市公民館、北地区文化センター、図書館、各コミュニティセンター(ひばりが丘コミュニティセンターを除く)

**意見の提出方法** 市LINE公式アカウント・市ホームページから電子申請、住所、氏名(法人などは名称と代表者氏名)、電話番号を明記し、任意の様式で〒252-8566座間市役所障がい福祉課宛てに郵送(必着)、ファクスまたは直接担当へ

※市内在勤者は事業所などの名称と所在地、市内在学者は学校名と所在地、法人などは所在地を加えて記入してください。

担当 障がい福祉課 ☎046(252)7978 (FAX)046(252)7043

### 座間市自殺対策計画(第2期)(素案)にご意見を

自殺者の減少や、より生きやすい社会の構築を目指すため、「座間市自殺対策計画(第2期)(素案)」を作成しましたので、皆さんのご意見を募集します。頂いたご意見に対する市の考えは、市ホームページなどで公表します。

**意見を提出できる方** 市内在住・在勤・在学者、市内に事業所などを有する法人またはその他団体、公募事案に利害関係を有する方

**募集期間** 12月20日(水)～令和6年1月19日(金)

**閲覧** 市ホームページまたは市役所2階地域福祉課・1階市民情報コーナー、各出張所(東出張所を除く)、青少年センター、市公民館、北地区文化センター、図書館、各コミュニティセンター(ひばりが丘コミュニティセンターを除く)

**意見の提出方法** 市LINE公式アカウント・市ホームページから電子申請、住所、氏名(法人などは名称と代表者氏名)、電話番号を明記し、任意の様式で〒252-8566座間市役所地域福祉課宛てに郵送(必着)、ファクスまたは直接担当へ

※市内在勤者は事業所などの名称と所在地、市内在学者は学校名と所在地、法人などは所在地を加えて記入してください。

担当 地域福祉課 ☎046(252)8247 (FAX)046(255)3550

### 座間市地域防災計画(案)にご意見を

地域の災害予防、災害応急対策および災害復旧などを計画的かつ有効的に実施し、市民の生命、身体および財産を保護するため、「座間市地域防災計画(案)」を作成しましたので、内容をお知らせするとともに、皆さんのご意見を募集します。頂いたご意見に対する市の考えは、市ホームページなどで公表します。

**意見を提出できる方** 市内在住・在勤・在学者、市内に事業所などを有する法人またはその他団体、公募事案に利害関係を有する方

**募集期間** 令和6年1月15日(月)まで

**閲覧** 市ホームページまたは市役所3階危機管理課・1階市民情報コーナー、各出張所(東出張所を除く)、青少年センター、市公民館、北地区文化センター、図書館、各コミュニティセンター(ひばりが丘コミュニティセンターを除く)

**意見の提出方法** 市LINE公式アカウント・市ホームページから電子申請、住所、氏名(法人などは名称と代表者氏名)、電話番号を明記し、任意の様式で〒252-8566座間市役所危機管理課宛てに郵送(必着)、ファクスまたは直接担当へ

※市内在勤者は事業所などの名称と所在地、市内在学者は学校名と所在地、法人などは所在地を加えて記入してください。

担当 危機管理課 ☎046(252)7395 (FAX)046(252)7773

### 長期優良住宅に対する固定資産税(家屋)の減額措置

長期にわたって良好な状態で使用するための構造などを備えた良質な住宅の普及を促進するため、一定の要件を満たす新築住宅について固定資産税を減額する制度があります。

**要件** 令和6年3月31日までの間に新築された住宅で、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき、耐久性・安全性などの住宅性能が一定基準を満たすものとして神奈川県認定を受けて新築された住宅

※住宅部分と住宅以外の部分がある場合(併用住宅など)は、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上ある必要があります。

**床面積** ▼専用住宅=50平方メートル以上(一戸建て以外の貸家住宅は40平方メートル以上) 280平方メートル以下 ▼併用住宅=居住部分の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下

**減額される範囲と税額** ▼居住部分が120平方メートル以下=固定資産税(家屋)の2分の1 ▼居住部分が120平方メートルを超え280平方メートル以下=120平方メートル相当分の固定資産税(家屋)の2分の1(120平方メートルを超える部分は減額されません)

**減額期間** ▼一般の住宅=新築後5年度分 ▼3階建て以上の中高層耐火・準耐火建物=新築後7年度分

**申請** 新築した年の翌年の1月31日までに、市役所2階固定資産税課で配布する申告書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、神奈川県から長期優良住宅の認定を受けて建てられたことを証する認定通知書(写し)を添えて直接担当へ

※長期優良住宅に対する減額措置は、新築住宅の減額措置に代えて適用されます。

担当 固定資産税課 ☎046(252)8047 (FAX)046(255)3550